

お詫びと訂正

弊社刊行の『保育所運営ハンドブック 平成27年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2016年2月8日更新)

該当頁	掲載通知	新通知	備考
323頁	児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成14年12月25日雇児発第1225008号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて(平成26年9月5日雇児発0905第5号) 【別添1参照】	2016/2/8 更新
427頁	保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて(平成15年3月31日雇児発第0331011号)	保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて(平成26年9月30日雇児発0930第21号) 【別添2参照】	

【別添 1】

雇児発0905第5号
平成26年9月5日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて

保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成26年4月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成26年4月30日厚生労働省令第62号）（以下「改正省令」という。）を公布したところである。

今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成26年雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に記されているもののほか、別紙のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

◎「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年雇児発第0905第5号)新旧対照表

改正後 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年雇児発0905第5号)	改正前 「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年雇児発1225008号)
<p><u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて</u></p> <p><u>保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成26年4月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成26年4月30日厚生労働省令第62号)(以下「改正省令」という。)を公布したところである。</u></p> <p><u>今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」(平成26年雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に記されているもののほか、以下のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 改正の要点及び趣旨 <u>避難階段の基準の見直し</u> 昭和42年に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具</p>	<p><u>児童福祉施設最低基準の一部改正について</u></p> <p><u>児童福祉施設の整備充実については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、今般、別紙のとおり児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成14年12月25日厚生労働省令第168号)が公布され、平成15年1月1日より施行されることとなったところである。</u></p> <p><u>保育所の設置基準については、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(昭和43年雇児発第19号厚生省児童家庭局長通知)により行われているところであるが、今般の省令改正に伴い、同通知を廃止し、新たに下記のとおり定め、平成15年1月1日から適用することとしたので、御留意の上、関係方面への周知方御配慮願いたい。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 改正の要点及び趣旨 1 <u>保育所の整備に当たっては、昭和42年に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を</u></p>

備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしていたが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、平成14年に、保育所の設備基準を改正し、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めていたところ。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を4階以上に設ける場合の避難用の屋外避難階段について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」こととされたことから、建築・消防に関する学識経験者等による検討を行い、その結果を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

改正省令により、既存の建物を活用するなどして4階以上に保育室等を設置する事例が増加することも考えられることから、その際に事前に検討すべき事項等について別添のとおり取りまとめたので、最低基準の改正及び認可の際の事前の検討等において活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

第2 保育所の設備基準について（設備運営基準第32条第8項）

1 総則

具備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしているところであるが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、保育所の設備基準を改正することとしたこと。

2 今回の改正は、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めるものであること。

第2 保育所の設備基準について（最低基準第32条第8号）

1 総則

(1) 保育室等を1階に設ける場合については、従前と変わらないこと。

(2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、設備運営基準第6条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(3)・(4) 略

2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) 略

(2) ロについて

(ア)～(エ) 略

(オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第6条

(1) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を1階に設ける場合については、従前と変わらないこと。

(2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、最低基準第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(3)・(4) 略

2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) 略

(2) ロについて

(ア)～(エ) 略

(オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に最低基準第6条に

に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

(カ)～(ク) 略

(3) 略

3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1)・(2) 略

(3) ニについて

(ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(イ)～(カ) 略

(4)～(7) 略

4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を

よる避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

(カ)～(ク) 略

(3) 略

3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1)・(2) 略

(3) ニについて

(ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、最低基準第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(イ)～(カ) 略

(4)～(7) 略

4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を

留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア) の常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

(ウ) (ア) の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

を留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア) の階段は、屋内階段の場合は建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とし、屋外階段の場合は、同令同条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(エ) (ウ) の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、2の(2)(ウ)の各要件を満たすものであること。

(オ) (ウ) の排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(カ) 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(キ) 屋外傾斜路については、3の(1)(ウ)と同様であること。

と。

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第32条第6号に基づく最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

(1)～(3) 略

6 略

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、最低基準第32条第6号の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

(1)～(3) 略

6 略

保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項

高層・複合ビルの場合、地上まで乳幼児を避難させることが困難な場合があり、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性もあることから、保育所の高層階への設置に当たっては、事前に以下の事項について検討を行うこと。

また、以下に掲げた事項のほか、保育室等を設置する建物の場所や他の入居者などといった当該建物の特性、保育室等を何階に設置するかなどを考慮して、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。
※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。
- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

3. 災害への備えと避難訓練の実施

(1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的

に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。

- ④ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）の改正により、平成 26 年 4 月 1 日から、保育所が入居する 3 階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が 30 名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

（２）避難訓練の実施

- ① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。

特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

- ② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

- ③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベータが設置されている場合には、非常用エレベータによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

- ④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

- ⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認をしておくこと。

- ⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。

【別添 2】

雇児発 0930 第 21 号
平成 26 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて

母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第 28 条（第 31 条の 8 において準用する場合を含む。以下同じ。）において、従来 of 市町村に対する母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮義務に加えて、放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合の特別な配慮義務が規定され、平成 26 年 10 月 1 日より施行されるところである。

また、その他の厚生労働省令で定める事業については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）第 6 条の 2 において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業を規定したところである。

各地方公共団体においては、法第 28 条の規定の趣旨を踏まえ、下記事項に御留意いただき、ひとり親家庭の子育てを支援するとともに、ひとり親家庭の児童の心身の健全な育成が図られるよう、格段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

おって、平成 15 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」は廃止する。

記

1 法第 28 条の規定の趣旨について

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っており、家庭内での児童のしつけや教育にかかる時間や労力には制約があ

るため、ひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するために、その児童に対する保育や子育て支援を充実する必要がある。このため、保育所の入所選考の際における特別の配慮義務を規定するとともに、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業を行う場合における特別の配慮義務を規定したものであること。

2 保育所の入所及び放課後児童クラブの利用に係る特別の配慮について

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

特に、都市部等の待機児童の多い地域にあつては、ひとり親家庭の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。

また、児童福祉法第6条の3第2項の規定により、市町村が放課後児童健全育成事業を実施する場合には、ひとり親家庭を放課後児童クラブの利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

- (2) ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であつて生活の激変を緩和する必要があるなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては、最優先的に取り扱うこと。
- (3) 母子家庭をめぐる就労条件や就職環境が厳しいこと等を踏まえ、母子家庭が求職活動、職業訓練等を行っている場合にあつては、求職活動等を行っている日数、時間等に応じて、就労している場合と同等の事情にあるものとして、優先的に取り扱うこと。
- (4) 市町村は、母子家庭に係る保育所の入所及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況等の把握に努めること。
- (5) 都道府県は、市町村が保育所の入所及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況に関する情報提供に努めること。

3 子育て短期支援事業及び一時預かり事業の利用に係る特別の配慮について

- (1) 児童福祉法第6条の3第3項の規定により、市町村が子育て短期支援事業を実施する場合には、ひとり親家庭を子育て短期支援事業の利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。
- (2) 児童福祉法第6条の3第7項の規定により、市町村が一時預かり事業を実施する場合には、ひとり親家庭を一時預かり事業の利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。